



職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年10月9日

静岡県人事委員会

目 次

	(頁)
○ 報 告	1
1 給与勧告の基本的考え方	1
(1) 給与勧告の意義と役割	1
(2) 民間準拠の考え方	1
2 職員の給与の状況	2
3 民間給与等の状況	3
(1) 職種別民間給与実態調査	3
(2) 調査の実施結果	4
4 公民給与の比較方法の見直し	7
(1) 比較方法の見直しの考え方	7
5 公民給与の比較	8
(1) 月例給	8
(2) 特別給	9
6 賃金、物価及び生計費	10
む す び	11
I 給与について	11
1 公民の較差に基づく給与改定	11
(1) 改定すべき事項	11
2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）	14
(1) 地域手当及び給料の特例措置	14
3 その他の給与改定	15
(1) 通勤手当	15
(2) 宿日直手当	17
(3) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置	17
4 教育職員の処遇	17
(1) 教職調整額の引上げ等	18
(2) 義務教育等教員特別手当の見直し	18
(3) その他所要の措置	18
(4) その他の課題	19
5 会計年度任用職員の給与改定等	19
II 職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応について	20
1 人材の確保	21
(1) 試験制度の改善	21
(2) 公務の魅力発信の強化	22
(3) 任命権者との連携	22
(4) 障害者雇用等に関する取組	22

2	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	23
(1)	過度な時間外労働の是正	23
(2)	教職員の多忙化の解消	25
(3)	子育て支援及び介護支援等の充実	27
(4)	多様な働き方の実現	28
3	職員の心身の健康の保持・増進	29
(1)	心の健康づくりの推進	29
(2)	ハラスメント防止対策の推進	30
○	勸告	32

職員の給与改定の勧告に当たって

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて給与を改定するよう勧告しました。

職員の給与に関する勧告は、民間給与との均衡を図ることを基本として行うこととしています。本年、国が官民給与の比較対象企業規模を従業員50人以上から100人以上に見直しましたが、本県においても、行政課題の複雑化・多様化の状況や人材確保が困難な状況は国と同様であることから、公民給与の比較対象企業規模を100人以上とする見直しを行いました。その上で、職員と民間企業従業員の給与を精緻に比較した結果、月例給については民間給与が職員給与を11,595円上回っており、特別給についても民間の年間支給割合が職員の年間平均支給月数を0.06月分上回っていることが明らかとなりました。

このため、月例給及び特別給について、引上げ改定を行うことが適切であると判断し、給料表のほか、期末手当及び勤勉手当等について改定を行うこととしました。また、自動車等使用者が利用する駐車場等に係る通勤手当の改善のほか、本年6月に教員の働き方改革の一層の推進や教員の処遇改善等を目的とした法改正が行われたことへの対応として、教職調整額の引上げ等の改定を行うこととしました。

あわせて、本委員会は、任命権者とともに、職員の勤務条件等に関する諸課題に取り組む、多様で有意な人材の確保や職員の勤務条件・職場環境の向上を図っていくことを報告しました。

特に、人材の確保については、依然として厳しい状況が続いていることから、採用試験の受験機会の更なる拡大などを進めるとともに、公務の魅力発信の強化等により、人材の安定的な確保に努めてまいります。また、就業希望者にとって魅力ある、選ばれる職場であるために、任命権者におかれましては、長時間労働の是正、多様な働き方の実現、職員の心身の健康の保持・増進などの諸課題に総合的に取り組むことにより、職員一人ひとりがやりがいを持ってその能力を発揮できる環境の整備に努めていただきたいと思います。

議会及び知事におかれましては、労働基本権の代償措置である人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示されるとともに、職員の適正な勤務条件の確保に向けて一層の配慮を要請します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会の勧告の意義と、災害・事故対応など県行政の各分野において職務を通じて県民生活を支えている多くの職員がいることについて、深い御理解をいただきたいと思います。

令和7年10月9日

静岡県議会議長 竹内良訓様
静岡県知事 鈴木康友様

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

職員の給与等に関する報告及び勧告

静岡県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する職員の給与等について以下のとおり報告し、併せて給与の改定について勧告します。

報 告

本委員会は、静岡県的一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法に規定する職員を含み、単純な労務に雇用される職員及び地方公営企業法の適用を受ける職員を除く。以下「職員」という。）の給与、民間企業従業員の給与、生計費その他の職員の給与等を決定する諸条件について調査を行い、その結果を取りまとめたので、次のとおり報告する。

1 給与勧告の基本的考え方

(1) 給与勧告の意義と役割

給与勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な職員の給与を確保する機能を有している。

そのため、本委員会は、地方公務員法に基づく中立的かつ専門的な機関として、民間給与との精確な比較を基に給与勧告を行っている。

こうした給与勧告が実施され、職員の適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、本県行政の円滑な運営を図る上での基盤となっている。

(2) 民間準拠の考え方

公務員の給与は、民間企業と異なり、市場原理による水準の決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々を経済・雇用情勢等を反映して決定される地域の民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員や県民の理解を得られる方法であると考えられる。

そのため、本委員会は、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させる民間準拠の考え方に立って勧告を行っている。

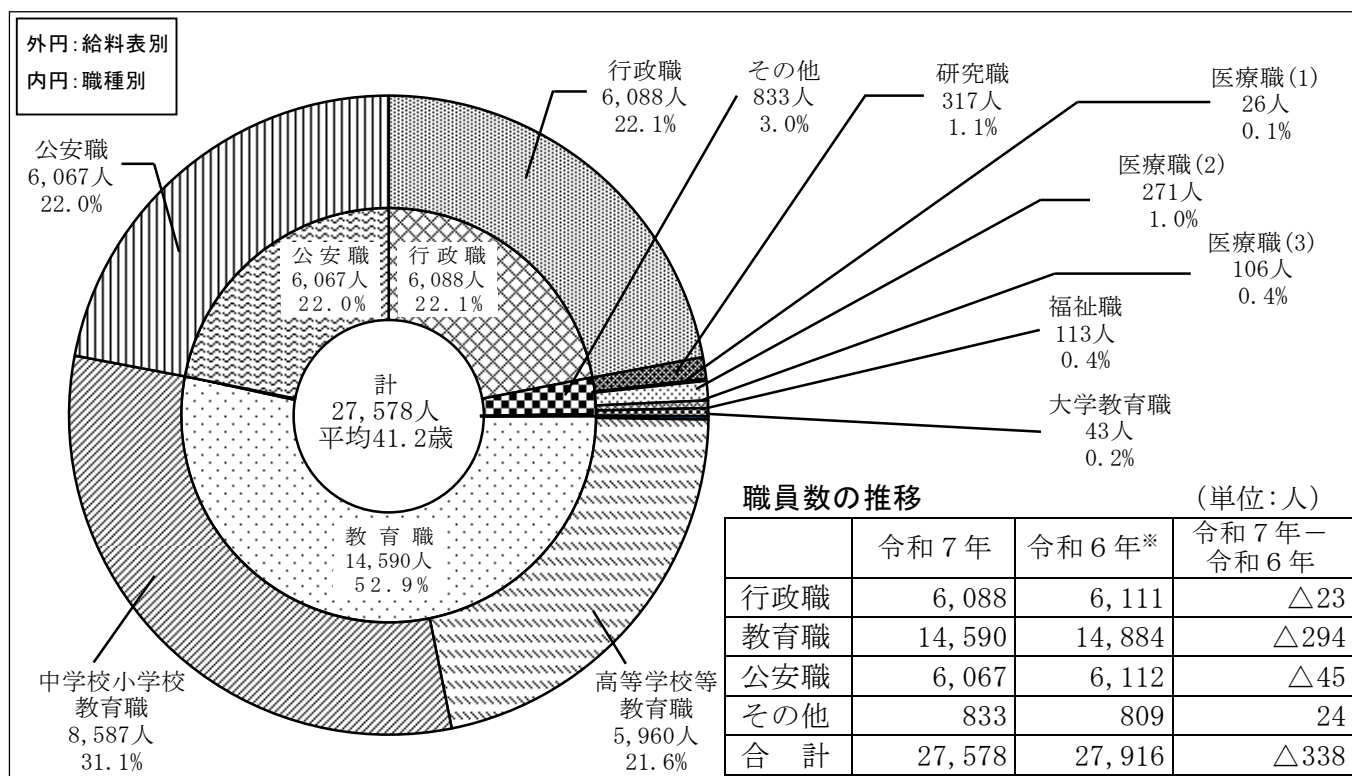
民間給与との比較に当たっては、単純な平均値によるのではなく、公務員と民間企業従業員の同種・同等の者同士の給与について公務員の職員構成を基に行っており、また、民間企業従業員の給与を広く把握し、公務員の給与に反映させるため、比較対象企業規模については100人以上としている。

2 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和7年職員給与等実態調査」の結果によると、本年4月における職員数は27,578人、平均年齢は41.2歳となっており、昨年4月に比べて338人の減少となっている。

また、行政職給料表適用者の平均年齢は41.8歳、平均扶養親族数は0.7人、男女構成は男性62.9%、女性37.1%、学歴別構成は大学卒79.3%、短大卒1.7%、高校卒18.7%、中学卒0.3%となっている。

適用給料表ごとの職員数



職員全体の本年4月における平均給与月額、給料372,095円（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、扶養手当10,324円、地域手当16,382円、管理職手当5,421円、住居手当7,096円の計411,318円となっており、このうち、行政職給料表適用者の平均給与月額は、給料345,812円（給料の調整額を含む。）、扶養手当8,534円、地域手当15,607円、管理職手当9,185円、住居手当7,661円の計386,799円となっている。

〔 説明資料の3、4ページ「1 県職員給与関係資料 第1表」参照
説明資料の7、8ページ「1 県職員給与関係資料 第2表」参照 〕

※令和6年の数値については、国の人事院勧告における「国家公務員給与等実態調査」と基礎データを合わせるため、再集計を行った。

3 民間給与等の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精確な比較を行うため、人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,762民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した445事業所を対象に「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施し、364事業所から回答を得た。

調査では、行政職と類似すると認められる民間の事務・技術関係22職種の約1万8千人及び研究員、医師等54職種の約1千人について、個々の従業員に実際に支払われた本年4月分の給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査した。同時に、各民間企業における給与改定の状況等についても、調査を実施した。

また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査した。

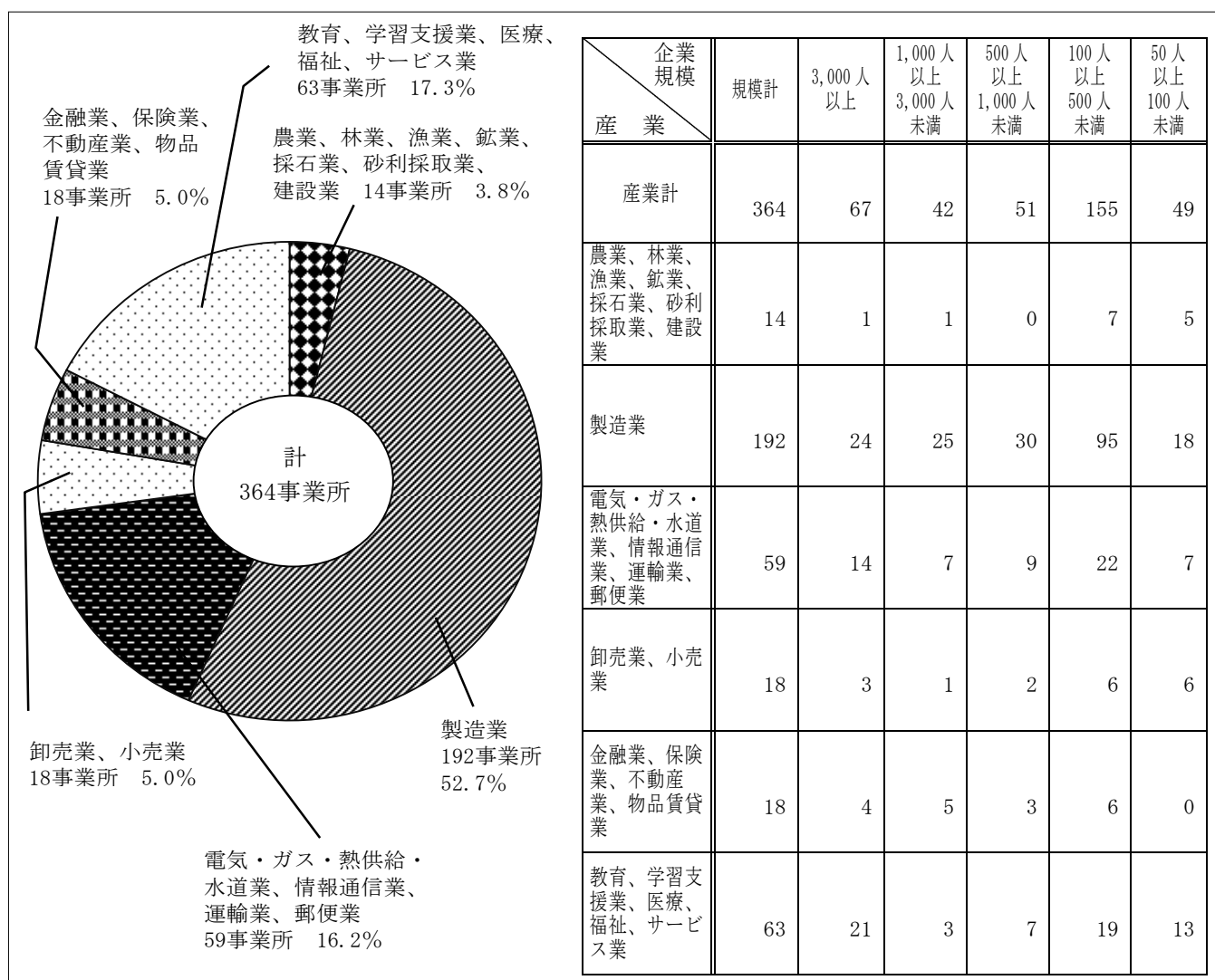
本年の調査事業所数は次の図のとおりであり、また、調査完了率は、民間事業所の理解を得て、82.9%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

なお、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和7年の職員の給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

(説明資料の48、49ページ「2 民間給与関係資料」参照)

調査を完了した事業所の企業規模別・産業別内訳

(単位：事業所)



- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6所、調査不能の事業所が75所あった。
- 2 調査対象事業所445所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した6所を除いた439所に占める調査完了事業所364所の割合（調査完了率）は82.9%である。

(2) 調査の実施結果

ア 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で64.2%、高校卒で57.0%となっている。このうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で82.2%、高校卒で82.0%、初任給を据え置いた事業所は、大学卒で17.8%、高校卒で18.0%、初任給を減額した事業所は、大学卒、高校卒ともに0.0%となっている。

(説明資料の62ページ「2 民間給与関係資料 第15表」参照)

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、第1表のとおり、一般の従業員である係員については71.4%、管理職である課長級については62.5%となっている。

また、ベースアップを中止した事業所の割合は、係員については1.5%、課長級については3.3%となっている。

なお、ベースダウンを実施した事業所の割合は、係員、課長級ともに0.0%となっている。

なお、全国との比較については、第1表のとおりである。

第1表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職 段階		項目	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
		企業規模				
静岡県	係 員	規 模 計 (100人以上)	71.4	1.5	0.0	27.1
		500人以上	78.3	1.0	0.0	20.7
		100人以上 500人未満	64.5	1.9	0.0	33.5
		【参考】 50人以上 100人未満	51.7	1.9	2.8	43.5
	課長級	規 模 計 (100人以上)	62.5	3.3	0.0	34.2
		500人以上	66.2	2.7	0.0	31.1
		100人以上 500人未満	58.9	3.8	0.0	37.3
		【参考】 50人以上 100人未満	50.1	3.5	2.8	43.5
全国	係 員	規 模 計 (100人以上)	61.4	2.1	0.4	36.1
		500人以上	72.7	0.7	0.5	26.2
		100人以上 500人未満	58.0	2.5	0.4	39.1
		【参考】 50人以上 100人未満	51.1	3.3	0.6	45.1
	課長級	規 模 計 (100人以上)	56.5	3.4	0.2	39.9
		500人以上	64.8	2.4	—	32.8
		100人以上 500人未満	53.9	3.7	0.3	42.1
		【参考】 50人以上 100人未満	48.1	4.1	0.6	47.3

(注) 1 令和7年調査において回答のあった事業所(全国は本店)を対象として集計したものである。

2 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

定期昇給を実施した事業所の割合は、第2表のとおり、係員については94.0%、課長級については86.5%となっている。このうち、昇給額を増額した事業所の割合は、係員については42.5%、課長級については37.4%、昇給額を減額した事業所の割合は、係員については6.0%、課長級については5.9%となっている。

なお、全国との比較については、第2表のとおりである。

第2表 民間における定期昇給制度の実施状況

(単位：%)

役職 段階			項目	定期昇給 制度あり	定期昇給				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
			企業規模		定期昇給 実施	増額	減額	変化なし		
静岡県	係 員	規 模 計 (100人以上)	94.8	94.0	42.5	6.0	45.5	0.8	5.2	
		500人以上	95.1	95.1	41.1	1.5	52.5	0.0	4.9	
		100人以上 500人未満	94.4	92.7	44.3	11.5	36.9	1.7	5.6	
		【参考】 50人以上 100人未満	93.7	93.7	52.2	0.0	41.6	0.0	6.3	
	課長級	規 模 計 (100人以上)	87.6	86.5	37.4	5.9	43.2	1.1	12.4	
		500人以上	82.4	82.4	33.9	1.8	46.7	0.0	17.6	
		100人以上 500人未満	92.8	90.4	41.2	10.9	38.3	2.4	7.2	
		【参考】 50人以上 100人未満	92.4	92.4	52.5	0.0	39.9	0.0	7.6	
全国	係 員	規 模 計 (100人以上)	90.7	90.3	36.5	6.4	47.3	0.5	9.3	
		500人以上	94.1	93.7	34.2	5.7	53.8	0.4	5.9	
		100人以上 500人未満	89.6	89.1	37.3	6.7	45.1	0.5	10.4	
		【参考】 50人以上 100人未満	82.9	82.0	36.8	6.7	38.5	0.9	17.1	
	課長級	規 模 計 (100人以上)	82.8	82.0	32.0	6.0	44.1	0.8	17.2	
		500人以上	79.7	79.1	26.0	5.8	47.3	0.6	20.3	
		100人以上 500人未満	83.8	83.0	34.0	6.0	43.0	0.8	16.2	
		【参考】 50人以上 100人未満	81.1	79.9	35.5	7.3	37.2	1.2	18.9	

(注) 1 令和7年調査において回答のあった事業所(全国は本店)を対象として集計したものである。

2 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

4 公民給与の比較方法の見直し

公務と民間の給与の比較を行うにあたっては、広く民間企業の状況を反映させるため、前述のとおり人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同して企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上である民間事業所を対象に、令和7年4月時点における民間給与の調査を実施した。本年の勧告にあたり国において官民給与の比較方法の見直しが行われたことを踏まえ、次のとおり、比較対象の企業規模を100人以上に見直すこととした。

本年の職種別民間給与実態調査に御協力いただいた事業所に感謝申し上げるとともに、比較方法の見直しの結果、企業規模100人未満の事業所について比較対象として用いなかったことについて、お詫び申し上げます。

(1) 比較方法の見直しの考え方

人事院は、本年の勧告において、公務全体の人材確保のため、比較対象企業規模を少なくとも従前の100人以上に戻すべきとした人事行政諮問会議の最終提言（令和7年3月）を受け、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、月例給及び特別給の官民比較の対象企業規模を50人以上から100人以上とする見直しを行った。

本県においても、近年の行政課題の複雑化・多様化の状況や人材確保が困難な状況は国と同様であり、また、本県の給与制度は、これまで、国に準ずることが地方公務員法第24条（均衡の原則）の趣旨に最も適合するものとして、給料表や諸手当制度の枠組みを国の制度に準じてきたところである。

公民給与の比較のための対象企業規模は、給与決定の枠組みをなすものであり、国や他の都道府県と同一の取扱いとすることが、地方公務員法上の均衡の原則の趣旨に最も適うものと考えられる。

これらのことから、本県における公民給与の比較方法については、次のとおり見直しを行うことが適当である。

ア 月例給の比較対象企業規模

国に準じて、公民給与の比較のための対象企業規模を100人以上に引き上げる。

イ 特別給の比較方法

月例給の比較対象企業規模を100人以上とすることとの整合性を考慮して見直しを行った国に準じて、特別給の公民比較においても、現行の枠組みを維持しつつ、企業規模100人以上の民間企業を比較対象とする。

5 公民給与の比較

本年の公民給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

ア 公民較差

本委員会は、公務においては行政職、民間においては行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士の本年4月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精確に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、第3表のとおり、民間給与が職員給与を11,595円上回っていた。

第3表 公民給与の較差

行政職給料表関係		較差(A)－(B)
民間給与(A)	職員給与(B)	$\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
396,332 円	384,737 円	11,595 円 (3.01 %)

- (注) 1 上記の較差を算出するに当たっては、令和7年度に採用された新規学卒者は含まれていない。
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を比較対象とした。
 なお、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を比較対象とした場合の較差は9,805円(2.55%)である。

【参考】 国家公務員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	国家公務員給与(B)	較差(A)－(B)
		$\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
429,494 円	414,480 円	15,014 円 (3.62 %)
【参考】本府省職員について、東京都特別区の企業規模500人以上の本府事業所を比較対象とした場合		11,891 円 (2.87 %)

- (注) 1 民間、国家公務員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を比較対象とし、本府省職員については、東京都特別区の企業規模1,000人以上の本府事業所を比較対象としたもの。
 3 企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を比較対象とし、本府省職員については、東京都特別区の企業規模500人以上の本府事業所を比較対象とした場合の較差は10,361円(2.50%)である。

(2) 特別給

昨年８月から本年７月までの１年間に於いて民間事業所で支払われた特別給は、第４表のとおり所定内給与月額に相当しており、職員の特別給の年間平均支給月数（４．６０月）を０．０６月分上回っていた。

第４表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		静 岡 県		全 国	
		事務・技術 等 従 業 員	技能・労務 等 従 業 員	事務・技術 等 従 業 員	技能・労務 等 従 業 員
平均所定内 給与月額	下半期(A ¹)	368,715円	307,576円	404,555円	304,960円
	上半期(A ²)	368,606円	301,989円	414,812円	314,106円
特別給の 支給額	下半期(B ¹)	860,970円	651,094円	901,079円	607,703円
	上半期(B ²)	854,943円	635,186円	1,005,723円	623,923円
特別給の 支給割合	下半期(B ¹ /A ¹)	2.34月分	2.12月分	2.23月分	1.99月分
	上半期(B ² /A ²)	2.32月分	2.10月分	2.42月分	1.99月分
年 間 の 平 均		4.66月分		4.65月分	

- (注) 1 所定内給与とは、きまって支給する給与のうち所定外給与（時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等の所定の労働時間を超える労働や休日労働、深夜労働に対して支給される給与）以外のものをいう。
- 2 下半期とは令和６年８月から令和７年１月まで、上半期とは令和７年２月から令和７年７月までの期間をいう。
- 3 年間の平均は、特別給の支給割合を職員の人員構成に合わせて求めたものである。
- 4 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計した。
- なお、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計した場合における年間の平均は、静岡県4.63月分、全国4.61月分である。

6 賃金、物価及び生計費

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）によると、本県における本年4月の一般労働者（パートタイム労働者を除く。）の所定内給与は昨年4月に比べ3.9%の増加、所定外給与は昨年4月に比べ0.1%の増加となっている。

総務省の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、静岡市では3.2%の上昇、浜松市では3.4%の上昇、全国では3.6%の上昇となっている。

「家計調査」（総務省）における本年4月の勤労者世帯の消費支出は、静岡市では383,879円、浜松市では368,112円で、昨年4月に比べ静岡市及び浜松市ともに増加している。

本委員会がこの家計調査を基礎に算定した、本年4月における静岡市及び浜松市の標準生計費は、2人世帯の静岡市198,401円、浜松市156,622円、3人世帯の静岡市218,489円、浜松市186,553円、4人世帯の静岡市238,574円、浜松市216,470円となっている。

さらに、「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における1人世帯の標準生計費は、静岡市147,009円、浜松市115,065円となっている。

（ 説明資料の69ページ「3 生計費関係資料」参照
説明資料の73ページ「4 労働経済関係資料」参照 ）

I 給与について

1 公民の較差に基づく給与改定

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置として行うもので民間準拠を基本としており、公民給与の精確な比較により、職員給与を社会一般の情勢に適応させ、適正な給与水準を維持・確保することがその重要な機能となっている。

本年4月時点で職員と民間企業従業員の給与を比較した結果、前述の報告で示したとおり、月例給については民間給与が職員給与を11,595円（3.01%）上回っており、特別給については民間の年間支給割合（4.66月分）が職員の年間平均支給月数（4.60月分）を0.06月分上回っていることが判明した。

本委員会としては、民間給与の動向や人事院勧告の内容等を総合的に検討した結果、月例給及び特別給について引上げ改定を行うことが適切であると判断した。

(1) 改定すべき事項

ア 給料表

各給料表の給料月額について、国の改定を考慮して引上げ改定を行う。

イ 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行う。

ウ 特勤勤務手当等

人事院は、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するとともに、人事給与業務の効率化の視点も重要であるとして、諸手当について、簡素で分かりやすいものとなるよう抜本的な見直しをすることとし、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めることとしている。一方、公務に

とって必要不可欠な転勤をする職員に対する給与面の支援を速やかに実施する必要があるとして、転勤する職員に対する給与上の措置を令和7年4月に遡及して実施することとした。

本県においても、転居を伴う異動が生じているため、次のとおり、国と同様に転勤する職員に対する給与上の措置を令和7年4月から行う必要がある。

なお、人事院が、今後報告するとした諸手当の見直しについては、国等の状況を注視しつつ、本県における対応を検討していく。

(ア) 特勤手当と地域手当との調整の廃止

勤務地を異にする異動の円滑化を図る観点から、地域手当が支給される場合には特勤手当の支給額を減ずる調整措置を廃止する。

(イ) 特勤手当に準ずる手当の支給対象の拡大

採用時から特勤公署等に勤務する職員が生じることが想定されることから、特勤公署等への採用に伴い転居を行った職員に対しても特勤手当に準ずる手当を支給する。

(ロ) 特勤手当及び特勤手当に準ずる手当の算定方法の見直し

特勤手当の額及び特勤手当に準ずる手当の額の算定基礎[※]について、制度の簡素化及び人事給与業務の効率化の観点から、「現に受ける給料等」のみを用いる方法に改める。

なお、教職員を対象とした上記手当に相当する手当に係る法改正等が行われた場合は、その趣旨を踏まえた上で、適切に対応することが適当である。

※特勤手当は「現に受ける給料等」の2分の1と特勤公署への「異動時の給料等」の2分の1を、特勤手当に準ずる手当は「異動時の給料等」をそれぞれ算定基礎としている。

エ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 支給月数の改定

期末手当及び勤勉手当について、a に掲げる職員においては、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、次のとおり改定する。また、b から e までに掲げる職員においては、a に掲げる職員の改定状況を踏まえ、次のとおり改定する。

- a b から e までに掲げる職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当
(会計年度任用職員を除く。)

支給月数を 0.05 月分引き上げ、4.65 月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和 8 年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期及び 12 月期で均等になるよう配分する。

- b 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当

支給月数を 0.05 月分引き上げ、2.45 月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和 8 年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期及び 12 月期で均等になるよう配分する。

- c 大学の学長の期末手当及び勤勉手当

支給月数を 0.05 月分引き上げ、3.50 月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和 8 年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期及び 12 月期で均等になるよう配分する。

d 任期付研究員の期末手当

支給月数を0.05月分引き上げ、3.50月分とする。支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期に配分し、令和8年度以降においては、6月期及び12月期のそれぞれの支給月数が均等になるよう配分する。

e 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

支給月数を0.05月分引き上げ、3.70月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう配分する。

(イ) 研究休職に係る在職期間等の取扱いの見直し

人事院は、本年の勧告において、研究休職がより一層活用されるよう、研究休職から復職した職員について、法人の種類にかかわらず、職務に密接な関連があり、公務の能率的な運営に特に資する研究に従事していた期間を期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間に通算することとした。

本県においても、国の取扱いと同様に令和8年4月から見直す必要がある。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）

人材の確保等の課題に対応するため、本委員会は、昨年、給料表の見直しや諸手当の見直しを含めた給与制度のアップデートを実施することとし、若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定や、職務職責をより重視した給与体系の整備等について、具体的な措置を勧告した。

その中で、地域手当の見直しについては段階的に実施することを勧告したが、令和8年度の支給割合については、改めて勧告することとしたところである。

(1) 地域手当及び給料の特例措置

令和8年度の級地別支給割合は、国が示した支給割合に準じ、次表のとおり

とする。

令和 8 年度の地域手当の級地別支給割合

見直し前の級地 (支給割合)	令和 7 年度の 地域手当の 支給割合	令和 8 年度の 地域手当の 支給割合	見直し後の級地 (支給割合)	改定幅
1 級地 (20%)	20%	20%	1 級地 (20%)	0
2 級地 (16%)	16%	16%	2 級地 (16%)	0
3 級地 (15%)	14%	13%	3 級地 (12%)	- 3
6 級地 (6 %)	7 %	8 %	4 級地 (8 %)	+ 2
	5 %	4 %	5 級地 (4 %)	- 2
7 級地 (3 %)	3 %	4 %		+ 1
非支給地 (0 %)	2 %	4 %		+ 4

(注) 「改定幅」は見直し後の地域手当の支給割合と見直し前の地域手当の支給割合との差を示す。

なお、特例により一律支給としている県内に在勤する職員（医療職給料表(1)適用者及び異動保障対象者を除く。）に対する令和 8 年度の地域手当の支給割合については、国家公務員の取扱いに準じて職員に地域手当を支給した場合との均衡を踏まえ、5.0%とする。

また、給料表の給料月額に一定の率を乗じる給料の特例措置については、令和 7 年 4 月 1 日における公民較差が解消されとした場合、令和 8 年 4 月に地域手当の支給割合を引き上げることに応じて、給料表の給料月額に乗じる一定の率を0.62%とする必要がある。

3 その他の給与改定

(1) 通勤手当

ア 交通用具使用者の利用する駐車場等に係る通勤手当

人事院は、本年の勧告において、令和 7 年の「職種別民間給与実態調査」の調査結果によれば、従業員が自己負担により外部の駐車場を利用している事業所のうち、約 3 割がその利用料に対して通勤手当を支給していること、その支給額の中央値は5,000円となっていること等を踏まえ、1 か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を令和 8 年 4 月から新設することとした。

本県においては、公共交通機関の利用促進や職員の実費負担軽減の観点か

ら、いわゆるパーク・アンド・ライド方式により通勤し、駅周辺の有料駐車場等の料金を負担している職員について、平成22年度から、1か月当たり3,000円を上限として、通勤不便な地域にある勤務公署の最寄り駅周辺や勤務公署周辺にある駐車場等の駐車料金相当額の2分の1を支給することとし、その後支給対象を住居の最寄り駅周辺の駐車場等へ拡大してきたところである。

国は、自動車等を用いて住居から直接勤務官署に通勤する場合の勤務官署周辺の駐車場等についても支給の対象としたところであるが、本県においては、これまでの支給対象に係る考え方を踏まえると、住居から直接勤務公署に通勤する場合の勤務公署周辺の駐車場等については支給対象としないことが適当である。一方で、手当額については、本県における令和7年の「職種別民間給与実態調査」においても支給額の状況は国と同様であったことから、国に準じて1か月当たりの上限額を5,000円とする。なお、国に準じた取扱いとするため、手当額について駐車料金相当額の2分の1とする措置は、廃止することとする。

ただし、改定により現行の本県制度を下回ることとならないよう、交通機関と自動車等を乗り継いで通勤する職員で、勤務公署側区間（対象となる駐車場は、勤務公署周辺又は勤務公署の最寄り駅周辺の駐車場）と住居側区間（対象となる駐車場は、住居の最寄り駅周辺の駐車場）の両区間で駐車場等を利用し、その料金を負担する者については、1か月当たり6,000円を上限とする。

以上の改定については、令和8年4月から実施することが適当である。

なお、駐車場等に係る通勤手当の支給対象に関する勤務公署又は住居の要件などについては、国の改定内容を踏まえて検討する必要がある。

また、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員が利用する駐車場等に係る通勤手当の額については、本改定にかかわらず、従前どおりの取扱いとする。

イ 月の途中で採用された職員等の通勤手当

人事院は、本年の勧告において、月の途中で採用された職員等に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用日等から通勤手当を支給できるよう、令和8年10月から所要の措置を講ずることとした。

本県においても、国の改定を考慮して所要の措置を講ずることが適当である。

(2) 宿日直手当

宿日直手当については、国家公務員に支給される手当の改定に準じて改定を行う必要がある。

(3) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院は、本年の勧告において、一般職の国家公務員には最低賃金法（昭和34年法律第137号）が適用されないが、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を、令和8年4月から措置することとした。

地方公務員にも最低賃金法が適用されないが、最低賃金に係る状況は国家公務員と変わりなく、最低賃金法上の地域別最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保するための措置を実施することが適当である。

したがって、今後、地方自治法の改正により、地方公務員に関し、月例給与水準と地域別最低賃金に相当する額の差額を補填するための手当が新設された場合は、本県においても、算定方法及び支給要件等については、国の取扱いを踏まえて新設することが適当である。

4 教育職員の処遇

昨年8月の中央教育審議会からの答申を受け、本年6月、教員の働き方改革の一層の推進や教員の処遇改善等を図るための措置を講ずるため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和

7 年法律第68号。以下「給特法等改正法」という。) が成立した。

本委員会は、昨年、中央教育審議会の答申を受け、教職の重要性を踏まえ、職務や勤務の状況に応じた適切な処遇を図る必要があることから、国の動向等を注視し、必要な検討を行っていく旨を報告したところであり、給特法等改正法の成立を受け、次のとおり対応することが必要である。

(1) 教職調整額の引上げ等

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の教育職員に支給される教職調整額については、教育職員の給料月額¹の100分の4に相当する額を支給することとしているが、教育職員の処遇改善のため、令和8年1月から、段階的に100分の10に相当する額に引き上げる必要がある。

なお、教職調整額の対象とならない校長、副校長及び教頭の処遇改善を図るため、令和8年1月から、それぞれ給料表の給料月額に小学校、中学校及び義務教育学校においては4,000円、高等学校及び特別支援学校においては3,800円を新たに加算することとし、その後、段階的に引き上げていく必要がある。

また、指導改善研修被認定者については、令和8年1月から教職調整額を支給しないこととする一方、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給しない職員から除くこととする。

(2) 義務教育等教員特別手当の見直し

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給される義務教育等教員特別手当については、職務や勤務の状況に応じた給与とする観点から、令和8年1月から月額8,600円を超えない範囲内で、分掌する校務類型に係る業務の困難性その他の事情に応じて必要な加算措置を講じて支給する必要がある。

(3) その他所要の措置

(1) 及び (2) の措置に伴い、所要の措置を講ずる必要がある。

(4) その他の課題

令和８年度から小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に、児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う職として、「主務教諭」を新たに置くことができることとなった。

主務教諭については、今後、県教育委員会における検討結果を踏まえて対応していくこととする。

5 会計年度任用職員の給与改定等

会計年度任用職員の給与改定については、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（令和６年12月27日付け総務省通知）を踏まえ、実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすることが適当である。

Ⅱ 職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応について

社会経済情勢や国内外の情勢が激変する中、災害・事故等の対応など、公務の重要性が増すとともに職員に求められる役割も大きくなっている。また、行政課題が日々複雑化・高度化する中、安定的・継続的に質の高い行政を県民及び関係者に提供していく必要がある。そのためには、行政においても経営の視点を持ち、生産性を向上させるとともに、行政を担う高い志を持つ多様で有為な人材を確保し、職員一人ひとりがやりがいを持ってその能力を発揮できる環境を整えることが非常に重要である。

本県職員の採用の申込者数は、ここ数年顕著に減少しており、合格倍率の低下に加え、特に専門・技術職においては公募数を満たす合格者を確保できない職種も多数発生している状況である。

我が国の人口は、2011年以降減少が続いており、特に若年層における減少は深刻である。政府統計によると、採用試験の主な受験対象となる20歳から34歳までの人口はこの10年間で約6.8%減少している状況であり、少子化が加速していることを考慮すると、今後の減少幅は更に大きくなっていくことが見込まれる。

このような中、本委員会としても、静岡県における人事行政に係る課題について検討するうえで、「人材の確保」が最も重要であると認識している。

職員の採用にあたっては、多様な就業希望者の受験を可能とする試験の実施や県職員の仕事の魅力についてより理解を深められるような広報活動など、就業希望者の目線に立った取組を進めていくことが重要と考えている。

また、就業希望者にとって魅力ある、選ばれる職場であることも重要であることから、働きやすく、魅力ある勤務環境の整備を進めていくことも求められる。

加えて、ライフスタイルや働き方に対する価値観は多様化しており、労働時間の適正化などのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた改善、職員の健康への配慮やハラスメントのない職場環境への取組など、対応すべき多くの課題が存在する。

D X化や在宅勤務の浸透、勤務のフレックス化など、職員一人ひとりの職務環境を大きく変える変化が社会全体で進んでいる。このような変化に柔軟に対応することで、業務の効率化や勤務環境の改善につなげていくことが求められている。各任命権者には、一丸となって新しい時代に対応していくことを求めたい。

公務員は、真面目で、高潔なイメージが定着している中、職員の懲戒処分事案が後を絶たないことは、人材の確保にも影響を与えるものである。

本年度も、職員の不祥事により免職処分となった事案が数件発生しており、静岡県職員及び静岡県に対する信頼が大きく損なわれていることは、誠に遺憾である。

職員には、一人ひとりが一連の不祥事を自らに照らして深刻に受け止め、今一度自身の行動を振り返るとともに、コンプライアンスの徹底を図ることを求める。

管理職には、日頃から、より高い規範意識を持って自らが範を示し、部下の業務や心身の状況等に注意を払い、その状況に応じて適切な指導・助言を行うこと、また、相談しやすい風通しの良い職場づくりに一層取り組むことを求める。

任命権者には、職員に対して、全体の奉仕者としての高い使命感・倫理観を持って、公私を問わず、厳しく自らの言動を律することについて、徹底させることを求めるものである。

1 人材の確保

少子化に伴う若年層人口の減少、民間企業の採用活動の活発化・早期化等の影響により、本県の採用試験への申込者も減少傾向が続いている。令和7年度の大学卒業程度試験においては、行政職の採用を目的とし、最も公募数が多い試験区分「行政Ⅰ」の受験者数が前年度を50人下回り初めて100人台になったほか、6以上の職種で合格者数が公募数を満たさないなど、人材の確保は依然として厳しい状況が続いている。

このような状況を受け、本委員会では、多様な人材が応募できる試験制度への改善や、就業希望者が県職員の仕事の魅力への理解を深められるような広報活動・情報発信など、就業希望者の目線に立った取組を進めてきた。

(1) 試験制度の改善

採用が困難となっている職種を対象とした早期試験や秋季試験の実施により年3回の試験を定例化したが、更なる受験機会の拡大を進めていく必要がある。

また、就業希望者の能力実証が適切に行われるかという視点を持ちつつ、試験準備の負担軽減を図るため、試験の在り方についても任命権者の意見を踏まえながら検討を進めることが必要である。

教育職員の採用試験は教育委員会が行い、警察官については本委員会から委任を受けた警察本部が行っているが、ともに人材の確保が困難となっており、試験実施時期等の改善を進めている。今後も、現状の分析を踏まえた更なる確保対策に努めていくことを求めたい。

(2) 公務の魅力発信の強化

広報活動においては、県職員が就業希望者と直接対話することで、その公務の魅力伝えることを重視してきた。令和7年度においては、採用職種ごとに業務の現場を見学しながら意見交換を行う県庁仕事スタディツアー現場見学編の充実を図ってきたが、今後、就業中の人でも参加しやすい平日夕方に開催するオンライン相談会や、アバターを介して気軽に参加できるメタバース空間を活用した説明会を開催していく。さらに、個別に大学等を訪問して行う説明会や、主として転職希望者を対象とする合同企業説明会への参加を増やしていく。本委員会としては、このような活動を充実させ、新卒者だけでなく、社会人経験者を含む就業希望者に県職員の魅力への理解を促していく。また、大学生の就職活動が全体的に早期化している状況を踏まえ、各種広報の実施時期について就職活動スケジュールに合わせた見直しも進めていく。

(3) 任命権者との連携

今年度、知事部局は「静岡県人材育成・確保基本方針」の策定を進めており、基本的考え方の一つとして「求められる職員像」を明確化することとしている。本委員会は各任命権者と連携し、求められる職員の確保に向け、試験改善や広報活動を行うとともに、就業希望者にとって魅力ある職場づくりを促進し、人材の安定的な確保を目指していく。

(4) 障害者雇用等に関する取組

障害のある方の雇用の促進については、公務部門が率先して就労の場の提供や働きやすい職場環境の整備に取り組むことが重要であるが、県教育委員会においては、障害のある方の就労の場の拡大などの取組により年々雇用率を引き

上げているものの、法定雇用率の達成には至っていない。

本委員会は、県教育委員会に対し、速やかに法定雇用率を達成させることを求めるとともに、その取組を支援していく。

また、各任命権者には、障害者活躍推進計画に基づき、障害のある職員が長く定着し活躍できる職場づくりに取り組むことを求める。

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

災害・事故等への対応など、行政課題が多様化かつ高度化する中、職員が果たすべき役割は一層大きくなっている。公務を担う人材を確保し、安定的・継続的に質の高い行政を展開していくためには、本県職員のワーク・ライフ・バランスを実現することが、極めて重要である。

(1) 過度な時間外労働の是正

長時間労働は、健康の維持や仕事と家庭生活との両立など個々の職員の生活に支障をきたすとともに、能率の低下や組織としての活力の低下など公務の運営にも悪影響を及ぼすおそれがある。さらに、人材確保の観点から「選ばれる職場」を目指すことに加え、「離職防止」の点からも過度な時間外労働の是正は最も改善が求められる課題である。

国の「過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和6年8月閣議決定）」においても、引き続き、公務員も過労死等防止対策に取り組むとされていることから、本県においても過度な時間外勤務の解消に努める必要がある。

本委員会は、時間外勤務の上限規制を適正に運用するため、任命権者に対して、月100時間や年間720時間等といった上限時間の特例や、月45時間や年間360時間といった上限時間の原則を超えて時間外勤務を命じた職員の状況等について報告を求めている。

任命権者からの令和6年度分の報告によると、上限時間の特例を超えた職員、上限時間の原則を超えた職員の増減の状況は、各任命権者によって区々であるものの、すべての任命権者において職員1人当たりの年間時間外勤務時間数が減少するなど、任命権者による取組が一定程度進んでいることが伺える。しかしながら、上限時間の特例を超えた職員の人数がコロナ禍前に比べて多い状況

を踏まえ、本委員会は、本年９月に各任命権者に対し、改善に向けた指導を行った。

管理監督職には、各所属において主導する立場で時間外勤務の縮減に取り組むことが求められる。各所属が所管する業務における事業の精選や業務プロセスの改善等による総業務量の縮減、各職員の業務量等を把握したうえでの業務分担の平準化、在庁時間と時間外勤務の乖離の確認など適切なマネジメントを行うことを求める。併せて、リーダーシップを発揮し、職員のタイムマネジメントへの意識を向上させ、業務時間を削減していこうとする気運を醸成させることを期待する。

任命権者においては、組織全体の時間外勤務の要因・傾向の多面的な分析に基づく総合的かつ横断的な対策を講ずることで、総業務量及び総労働時間の縮減を図る必要がある。特に、上限時間の特例を超過している職員の状況を分析したところ、「予算・決算業務」、「人事管理業務」に従事する職員の比率が高いことが推察されるが、これらの業務は災害関係業務等に比べ、外的要因による影響が少ない業務であることから、これまで以上に削減に向けた取組を推進することを求めたい。

加えて、今後、業務の効率化等を推進するうえで、デジタル技術の活用は不可欠であると考えられることから、デジタル人材の育成やペーパーレス化等の業務の構造改革を進め、生成ＡＩの活用などにより、新しい働き方による職場改善が推進されることを期待する。

また、災害・事故対応、職員の退職・休業等により、時間外勤務の上限時間を超える事態が予見される場合は、業務量に応じた人員の確保や人員配置の柔軟な見直しなど、職員の人員配置の最適化を徹底するとともに、会計年度任用職員等の効果的な配置・活用など必要な対策を講ずることを求める。

さらに、長時間労働者に対する医師面談等の早期実施等の取組を進めることにより、職員の時間外勤務の縮減及び健康保持が図られることを期待する。あわせて、やむを得ず時間外勤務を行わざるを得ない職員が、効率よく仕事を進められるような執務環境の確保が図られることを期待する。

本委員会は、引き続き、任命権者の改善状況を注視し、今後とも是正に向け

て必要な指導・助言を行っていく。加えて、労働基準監督機関として、対象職場に対する調査等を通じた指導に努めていく。

(2) 教職員の多忙化の解消

教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、質の高い授業やきめ細かな指導を進めることができる環境を整えることは、次代を担う子どもたちの学力の向上や成長等にとって重要な課題である。

本年6月、給特法等改正法が公布され、その附則において、政府は令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とし、教育職員1人当たりの担当授業時数の削減などの措置を講ずるものとされた。また、参議院の委員会での審議における附帯決議において、教育委員会には在校等時間の長時間化を防ぐための取組に万全を期すことや、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならないことを周知することなどが言及され、本委員会としても対応すべき課題と認識している。

本委員会は、県教育委員会に対して県立学校における時間外在校等時間の特例（月100時間、年間720時間等）や原則（月45時間、年間360時間）を超えた教育職員の状況等について報告を求めているが、令和6年度分の報告によると、上限時間の特例を超えた人数は1,453人と5年度と比べ92人減で、対象者の20.6%（高校等（中等部及び中学校を含む）33.2%、特別支援学校1.7%）であった。また、このうち、年間1,000時間を超えた者は270人で5年度に比べ68人減であった。

時間外在校等時間が2年連続して減少したことは、改善への取組成果の現れと言えるが、依然として上限時間の特例及び原則を超えた教育職員は全体の半数近くを占めている状況である。このような状況を踏まえ、本委員会は、本年9月に県教育委員会に対し、改善に向けた助言を行った。

校長等の管理職は、主導的な立場で教職員の働き方改革を推進させていく必要がある。校長等には、校務の精選・効率化、教職員の業務分担の平準化を図るなど、リーダーシップを発揮し、適切なマネジメントを行うことが求められる。加えて、時間外在校等時間の削減にあたっては、各学校において教職員が

一丸となって取り組むことが重要であり、校長等には、教職員への意識啓発を図ることにより各学校における時間外在校等時間の削減に向けた気運を醸成させていくことを求めたい。

県教育委員会には、給特法等改正法に時間外在校等時間の削減目標が月30時間程度と規定されたことから、その達成に向け、給特法等改正法の附則や附帯決議の趣旨を踏まえ、これまで以上に教育職員の業務の効率化・削減や勤務環境の改善に取り組まれることを求めたい。

今後、業務の効率化を推進していくうえで、A Iをはじめとするデジタル技術の活用は不可欠であることから、県教育委員会には学校現場のニーズ等を踏まえ、教育職員の業務の効率化を図ることで、教育職員の負担を削減させることを期待する。

加えて、学校・教師が担う業務に係る3分類を踏まえた業務の仕分けについては積極的に取り組むことが必要である。特に部活動については県立高校における主な時間外在校等時間の発生要因となっている。部活動指導員等の導入による時間外在校等時間の削減効果も確認できることから、県教育委員会には、学校現場と有効な活用方法を共有し、効果的な配置・活用を進めることを求めたい。

小学校及び中学校においても、「学校における業務改革プラン」における「時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合」の目標値は小学校、中学校ともに0%であるものの、令和6年度の実績は小学校25.1%、中学校43.2%であった。県教育委員会は、小学校・中学校における時間外在校等時間の削減に向け、市町教育委員会と課題認識を共有の上、連携して取組を進めていくことが必要である。

さらに、近年、教育職員が定数どおり配置されないケースや、教育職員が産育休を取得しても代替教育職員が見つからないケースが見られ、職員の負担が増加している。県教育委員会は、市町教育委員会及び関係団体と連携して、教職員人材バンクなど、未配置解消に向けた取組を充実させる必要がある。

最後に、教職員の多忙化の解消を進めるに当たっては、関係団体や地域の関係者の理解や関与が必要であることから、県教育委員会は市町教育委員会や

各学校とともに、関係団体等との連携・協働を一層進展させていくことを期待する。

(3) 子育て支援及び介護支援等の充実

子育てや介護等を行う職員の仕事と家庭生活の両立支援は、職員がそれぞれのライフステージに応じた働き方をしながら長期的に意欲を持って仕事に取り組み、その能力を十分に発揮して職務に精励するため、さらには公務の魅力向上のためにも、重要な課題である。

本年において、任命権者に対し、育児・介護に係る両立支援制度の周知の強化や利用しやすい勤務環境の整備が新たに義務付けられたところであるが、任命権者には、子育て・介護等を行う職員を職場全体で応援できるよう、育児休業等の取得に係る代替職員の確保など当該職員・職場の支援体制を充実させるとともに、特に管理職に対して、多種多様にわたる制度の周知徹底や理解促進を図ることを求める。

管理職には、育児・介護に係る両立支援制度の対象となる職員に対して、制度の周知・利用の勧奨や取得意向の把握等を行うとともに、業務分担やスケジュールの見直し、制度を利用する職員の周囲の職員に対するフォローアップ等により、制度を利用する職員を職場全体でサポートする気運の醸成を図ることを求める。

男性職員の育児休業等については、各任命権者において、職員に対する制度等の周知や取得意向の把握、育児休業等の取得計画書作成への管理職の関与などの取組を進めた結果、令和6年度の取得率は、知事部局で8割、警察本部で5割を超え、教育委員会においても取得者が大幅に増加し、男性が育児休業を取得しやすい職場づくりは進んでいると考えられる。引き続き、任命権者においては、国の「こども未来戦略方針」（令和5年6月閣議決定）を踏まえた、男性職員の育児休業取得率の政府目標（85%）を見据え、育児休業取得者がいる所属の業務体制の整備など、取得率を高める取組を総合的に進めていく必要がある。

また、任命権者は、職員の定年引上げに伴い、家族を介護する必要が生じた

職員も長く公務で活躍できるようにするため、介護に係る休暇等の制度の利用について、引き続き、職場への周知や理解を促進していく必要がある。

なお、本年、人事院は、「公務員人事管理に関する報告」において、様々な事情を抱えながらも職員が継続して活躍できるための措置として育児や介護などに限らない無給の休暇の必要性を言及したほか、年次有給休暇等の既存の制度の見直しについて令和8年夏に向けて検討していく旨の言及を行ったため、本県も国の動向を注視していく。

(4) 多様な働き方の実現

職員が求める働き方は、そのライフスタイルに応じて様々となっている。多様で柔軟な働き方の実現は、職員の業務効率の向上・能力発揮・健康保持や、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するのみならず、静岡県職員・職場の魅力の向上につながるものであり、人材の確保にもつながる重要な課題である。

本県においては、時差勤務、在宅勤務、サテライトオフィス勤務など、個々の職員の事情に応じて、多様な働き方を可能とする制度が整備されてきたところであり、任命権者には、今後も、各職場の業務の性質や特徴に応じて、これらの制度の活用・拡充を進めていくことを求める。

在宅勤務については、任命権者において、令和6年度から利用要件の緩和等の制度改正が行われ、その利用人数は増加したが、制度の運用に当たっては、適切に行政サービスを提供できる執行体制の維持や、職員間で不公平を感じるものがない出勤体制の確保、さらには、適切な業務執行のためのコミュニケーションの促進を引き続き図ることを求める。

また、価値観が多様化する中、個々の職員の事情に応じた柔軟な働き方の実現が求められるとともに、睡眠時間を含めた生活時間の十分な確保や時間外労働の縮減が心身の健康維持やワーク・ライフ・バランスの実現のために重要であることから、引き続き、フレックスタイム制や勤務間インターバル制度などの多様な働き方の導入について検討していく必要がある。

3 職員の心身の健康の保持・増進

職員がその能力を十分に発揮し、質の高い行政を継続していくためには、職員の心身の健康の保持・増進を図ることが必要である。

昨今の行政課題の高度化や複雑化により、職員は、ますます困難性の高い業務に挑戦する機会が増えており、心の健康づくりやハラスメント防止対策に取り組むことが極めて重要となっている。

(1) 心の健康づくりの推進

長期療養者の発生は、本人や家族への影響のみならず、職場全体にも影響を及ぼすものであるから、その防止を図ることが喫緊の課題である。

令和6年度の精神疾患による長期療養者は316人と最近5年間で1.4倍に増加後、高止まりの状況である。このうち新規療養者は194人で1.9倍となり、深刻な状況が続いている。

職員の精神疾患を未然に防止するためには、早期のケアが重要であるが、ストレスチェックにより高ストレス者と判定された職員に対する医師面談等の実施率は、1割に満たない上、減少傾向である。

このため、任命権者には、ストレスチェックを早期のケアに結びつけるための面談の勧奨の工夫やストレスチェック以外の機会にも不調者を捉える取組の検討を求める。また、職員の健康管理等に関する意識向上を図るとともに、外部相談窓口におけるオンライン面談など時間的・心理的に活用しやすい面談・相談体制の整備を図ることを求める。人事異動後に調子を崩す者が多い傾向を踏まえ、知事部局や教育委員会においては異動後の若年層職員に対する個別面談を実施しているが、引き続き、年代別・職位別等様々な角度から精神疾患の発症の要因・傾向を分析し、その分析結果に応じた防止策の充実を求める。

また、任命権者には、管理職等に対して、メンタルヘルスケアや職場環境の改善に関する実践的な研修を充実させるとともに、優良な取組の横展開を図ることを求める。さらに、長期療養者の円滑な職場復帰を図るための支援体制や再発防止体制を充実させることを求める。

管理職は、メンタル面の不調は、誰でも抱え得る問題であることを前提に、日頃から部下の心身の健康状態に注意を払い、不調の兆候が見られる場合は、

速やかに医師面談等や相談窓口の利用を勧奨する必要がある。加えて、ストレスチェックの集団分析により判明した所属のストレス傾向等を把握し、他の部署の優良な取組例を参考にするなど職場環境の改善を進めることを求める。さらに、長期療養者に対しては、療養期間中のケアや復帰支援を行うとともに、復帰した際には、その状況に応じて、職場全体で必要な支援を行うことを求める。

(2) ハラスメント防止対策の推進

職場におけるハラスメントは、職員個人の尊厳や人格を傷つけ、心身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、職場の人間関係や秩序を乱し、職員の士気や公務能率の低下を招くほか職員の精神的不調による休職や退職など貴重な人材の損失により職場の運営にも支障をもたらすものである。

各任命権者においては、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止のための指針を策定し、研修の実施や相談窓口の整備などの対策は取られているが、全てのハラスメントがあってはならないものとして、対策を講じていく必要がある。

特に、職員からの相談件数が最も多いパワー・ハラスメントについては、防止や問題解決のために職員が認識すべき事項の周知徹底を図るなど、引き続き、防止等に関する取組を重点的に進める必要がある。

任命権者には、各種ハラスメントに関して、管理職及び相談員の迅速で適切な対応能力の向上を図ることを求める。加えて、職員階層に応じた研修や情報提供を通じて、各種ハラスメントに関する職員の理解促進や意識向上を図ることにより、ハラスメントの発生を防止することを求めるとともに、ハラスメントが発生した場合において適切に対処できる体制を整備することを求める。

管理職には、ハラスメント防止における自身の役割の重要性を自覚し、自らが範を示すととともに、円滑なコミュニケーションによる風通しの良い職場環境の醸成などによりハラスメントのない職場づくりを求める。加えて、職員からハラスメント相談等があった場合は相手の立場を尊重して対応するとともに、その状況に応じて、速やかに必要な措置等を講ずることにより、事態の改善を

図ることを求める。

近年、社会全体で関心が高まっているカスタマーハラスメントへの対応については、知事部局において「静岡県職員カスタマーハラスメント対応基本方針」の策定や、カスタマーハラスメント対応のためのハンドブックの作成・研修の強化など対応を進めている。行政サービスの利用者等からの過度な言動や要求に対しては、職員を守るとともに、毅然とした態度で組織が一丸となって対応していくことが重要であることから、任命権者は、カスタマーハラスメントが疑われる場合の組織的な対応について、職員全体に周知徹底することを引き続き求める。また、管理職には、困難事例には自らが対応することも含め、対応した職員を支援するなど、速やかに必要な措置等を講ずることを求める。

勧 告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する諸条例を改正することを勧告する。

1 公民の給与較差に基づく給与改定

(1) 給料表

現行の各給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当

ア 医師等に対する初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を417,600円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,100円とすること。

(3) 特地勤務手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

(4) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和7年12月期の支給割合

(ア) (イ)から(オ)までに掲げる職員以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.525月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とすること。

(ウ) 大学の学長

期末手当の支給割合を0.6875月分とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分とすること。

(エ) 任期付研究員

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

(オ) 特定任期付職員

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)から(オ)までに掲げる職員以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

(ウ) 大学の学長

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

(エ) 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

(オ) 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を0.9625月分とし、勤勉手当の支給割合を0.8875月分とすること。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）

(1) 給料月額に一定の率を乗じる給料の特例措置

各給料表の給料月額に一定の率を乗じる給料の特例措置については、乗じる率を100分の100.62とすること。

(2) 地域手当（県内在勤者に係る特例措置）

県内に在勤する職員（医療職給料表(1)適用者及び異動保障対象者を除く。）の地域手当の支給割合については、当分の間、一律の支給割合とすることとし、その支給割合については、職員の給与に関する条例第10条の2第1項及び第2項、静岡県教職員の給与に関する条例第11条の2第1項及び第2項並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例第11条の6第1項及び第2項の規定にかかわらず、100分の5とすること。

3 その他の給与改定

(1) 通勤手当

交通機関等と自動車等の併用者で、通勤のために駐車場等を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員に対する通勤手当の額については、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車料金に相当する額として人事委員会規則で定める額とすること。

なお、勤務公署側区間と住居側区間の両方で駐車場等を利用し、その料金を負担する者については、1か月当たり6,000円を上限とすること。

(2) 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、その他人事委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務は7,700円とすること。

4 教育職員の処遇

(1) 給料表

1 の(1)による改定後の高等学校等教育職給料表及び中学校小学校教育職給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 教職調整額

教育職員(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例第2条第2項に規定する教育職員で、高等学校等教育職給料表又は中学校小学校教育職給料表の適用を受ける者に限る。)のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者には、その者の給料月額(静岡県教職員の給与に関する条例附則第11項の規定により給料月額の半額を減じた場合にあっては、当該半減後の給料月額)の100分の10に相当する額の教職調整額を支給すること。

また、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号)による改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者については、教職調整額を支給しないこととし、加えて、静岡県教職員の給与に関する条例第15条及び第16条の規定を適用しない教育職員から除外すること。

(3) 義務教育等教員特別手当

義務教育等教員特別手当の月額については、8,600円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じて、分掌する校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して人事委員会規則で定める額とすること。

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、4については令和8年1月1日から、1の(4)のイ、2及び3の(1)については令和8年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置等

ア 特地勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置

1の(3)の改定に伴い、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

イ 教職調整額に関する特例措置

(ア) 教職調整額に係る率の特例措置

令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における教職調整額については、給料月額(静岡県教職員の給与に関する条例附則第11項の規定により給料月額の半額を減じた場合にあっては、当該半減後の給料月額)に、それぞれ次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額に相当する額とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

(イ) 指導改善研修被認定者の教職調整額の特例措置

4の(2)の施行日前に教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であって当該施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する教職調整額の支給並びに静岡県教職員の給与に関する条例第15条及び第16条の規定の適用については、4の(2)にかかわらず、なお従前の例によ

ること。

ウ その他所要の措置

ア及びイに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

6 会計年度任用職員の給与改定等

会計年度任用職員の給与改定については、常勤職員の改定された給与の種類及び内容等並びに当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮し、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすること。

別記第1

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900				
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200				
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400				
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700				
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900				
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200				
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500				
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800				
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000				
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300				
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600				
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800				
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000				
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300				
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600				
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800				
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000				
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300				
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600				
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800				
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000				
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300				
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600				
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800				
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000				
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300					
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600					
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800					
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000					
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300					
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600					
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800					
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000					
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300					
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600					
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800					
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000					
	86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000	409, 300					
	87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 400	409, 600					
	88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 800	409, 800					
	89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 100	410, 000					
	90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 600	410, 300					
	91	267, 700	307, 300	357, 500	399, 000	410, 600					
	92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 400	410, 800					
	93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 700	411, 000					
	94		308, 000	358, 400							
	95		308, 300	358, 800							
	96		308, 700	359, 100							
	97		308, 900	359, 400							
	98		309, 200	359, 800							
	99		309, 500	360, 200							
	100		309, 900	360, 600							

	101		310, 100	361, 100							
	102		310, 400	361, 500							
	103		310, 700	361, 900							
	104		311, 000	362, 300							
	105		311, 200	362, 800							
	106		311, 500	363, 200							
	107		311, 800	363, 500							
	108		312, 100	363, 800							
	109		312, 300	364, 200							
	110		312, 600								
	111		313, 000								
	112		313, 300								
	113		313, 500								
	114		313, 700								
	115		314, 000								
	116		314, 400								
	117		314, 600								
	118		314, 800								
	119		315, 100								
	120		315, 400								
	121		315, 700								
	122		315, 900								
	123		316, 200								
	124		316, 500								
	125		316, 800								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200	462, 400	544, 100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条及び附則第4項に規定する職員を除く。

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100	569,000
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300	575,900
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000	581,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900	585,300
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800	589,200
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800	592,200
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500	594,300
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400	596,300
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200	
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300	
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600	
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100	
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100	
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100	
	15	221,000	277,600	362,400	408,200		
	16	222,800	279,800	363,300	409,700		
	17	224,500	281,900	364,400	411,200		
	18	226,300	284,200	365,600	412,800		
	19	228,100	286,500	366,800	414,400		
	20	229,900	288,900	368,000	416,100		
	21	231,700	291,200	369,200	417,300		
	22	233,500	293,300	370,300	418,700		
	23	235,200	295,400	371,300	420,100		
	24	236,900	297,400	372,300	421,400		
	25	238,600	299,400	373,400	422,700		
	26	240,700	301,300	374,400	424,000		
	27	242,600	303,200	375,300	425,500		
	28	244,500	305,100	376,300	427,000		
	29	246,400	307,000	377,200	428,200		
	30	247,500	308,500	378,000	429,400		
	31	248,600	310,000	378,800	431,000		
	32	249,700	311,500	379,600	432,500		
	33	251,100	313,000	380,300	433,800		
	34	252,400	314,500	381,000	435,200		
	35	253,800	316,000	381,800	436,600		
	36	255,200	317,400	382,600	438,000		
	37	256,600	318,800	383,300	439,400		
	38	258,100	319,700	384,000	440,800		
	39	259,600	320,600	384,800	442,200		
	40	261,200	321,400	385,600	443,600		
	41	262,600	322,100	386,400	444,700		
	42	263,900	322,600	387,600	446,000		
	43	265,300	323,100	388,800	447,400		
	44	266,700	323,500	390,000	448,700		
	45	268,200	323,900	390,700	449,500		
	46	269,500	324,400	391,700	450,300		
	47	270,700	324,900	392,500	451,200		
	48	271,900	325,300	393,200	452,100		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	273, 100	325, 700	393, 900	452, 900		
	50	274, 200	326, 100	394, 600	453, 700		
	51	275, 300	326, 400	395, 200	454, 300		
	52	276, 400	326, 900	395, 800	455, 100		
	53	277, 400	327, 300	396, 400	455, 500		
	54	278, 500	327, 700	397, 100	456, 100		
	55	279, 500	328, 100	397, 900	456, 600		
	56	280, 500	328, 400	398, 700	457, 100		
	57	281, 500	328, 800	399, 300	457, 600		
	58	282, 200	329, 100	400, 100			
	59	282, 700	329, 500	400, 800			
	60	283, 300	329, 800	401, 500			
	61	283, 900	330, 200	402, 100			
	62	284, 500	330, 700	402, 800			
	63	285, 100	331, 300	403, 400			
	64	285, 600	331, 800	404, 100			
	65	286, 200	332, 200	404, 800			
	66	286, 700	332, 800	405, 400			
	67	287, 300	333, 300	406, 000			
	68	287, 800	333, 900	406, 700			
	69	288, 400	334, 400	407, 400			
	70	289, 100	334, 900	407, 900			
	71	289, 700	335, 400	408, 500			
	72	290, 300	336, 000	409, 100			
	73	290, 900	336, 500	409, 600			
	74	291, 500	337, 200	410, 200			
	75	292, 100	337, 900	410, 800			
	76	292, 800	338, 600	411, 300			
	77	293, 400	339, 200	411, 800			
	78	294, 100	339, 800	412, 300			
	79	294, 800	340, 500	412, 800			
	80	295, 300	341, 200	413, 500			
	81	295, 900	341, 900	413, 900			
	82	296, 500	342, 600				
	83	297, 200	343, 200				
	84	297, 800	343, 800				
	85	298, 300	344, 300				
	86	298, 900	344, 800				
	87	299, 600	345, 200				
	88	300, 200	345, 600				
	89	300, 700	345, 900				
	90	301, 300	346, 400				
	91	302, 000	346, 700				
	92	302, 600	347, 100				
	93	303, 200	347, 400				
	94	303, 800	347, 700				
	95	304, 400	348, 100				
	96	305, 000	348, 500				
	97	305, 300	349, 000				
	98	305, 800	349, 500				
	99	306, 400	350, 000				
	100	306, 900	350, 500				

	101	307,300	351,000				
	102	307,700	351,500				
	103	308,000	351,900				
	104	308,400	352,400				
	105	308,800	352,800				
	106	309,200	353,200				
	107	309,600	353,700				
	108	309,900	354,100				
	109	310,100	354,600				
	110	310,500	355,000				
	111	310,800	355,400				
	112	311,000	355,800				
	113	311,300	356,300				
	114	311,600	356,700				
	115	311,900	357,100				
	116	312,200	357,500				
	117	312,400	358,000				
	118	312,700	358,400				
	119	312,900	358,800				
	120	313,200	359,200				
	121	313,500	359,600				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400	545,800

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		
	40	406,700	478,000	535,300		
	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		
	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		
	47	412,100	485,800	541,200		
	48	412,600	486,600	541,900		

	49	413,100	487,300	542,700		
	50	413,500	488,000	543,500		
	51	414,000	488,700	544,200		
	52	414,400	489,300	545,100		
	53	414,800	489,900	546,000		
	54	415,100	490,600	546,800		
	55	415,400	491,200	547,700		
	56	415,800	491,800	548,600		
	57	416,100	492,100	549,400		
	58	416,500	492,700	550,200		
	59	416,800	493,300	551,000		
	60	417,200	494,000	551,700		
	61	417,600	494,400	552,500		
	62	417,900	495,000	553,400		
	63	418,200	495,700	554,300		
	64	418,500	496,400	555,200		
	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	462,200
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	462,500
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	462,800
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	463,100
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	463,400
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	463,700
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	464,000
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	464,300
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	423,100
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	423,400
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	423,700
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	423,900
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	424,100
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	424,400
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	424,700
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	424,900
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
	78	265,000	301,000	338,100	359,700		
	79	265,300	301,200	338,500	359,900		
	80	265,500	301,500	339,000	360,200		
	81	265,700	301,800	339,500	360,700		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000		
	86		303,000	341,100	362,300		
	87		303,200	341,400	362,600		
	88		303,400	341,700	362,900		
	89		303,800	342,000	363,300		
	90		304,000	342,200	363,600		
	91		304,200	342,600	363,800		
	92		304,400	342,900	364,100		
	93		304,800	343,100	364,400		
	94		305,000	343,400	364,800		
	95		305,200	343,700	365,200		
	96		305,500	343,900	365,600		
	97		305,800	344,100	366,100		
	98		306,000	344,400	366,500		
	99		306,200	344,700	366,900		
	100		306,500	344,900	367,300		

	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	448,700
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	449,000
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	449,300
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	449,700
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	450,100
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	450,400
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	450,700
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	451,100
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
	86	295,800	322,600	360,600	379,900	409,000	
	87	296,300	323,600	361,400	380,500	409,500	
	88	296,800	324,600	362,200	381,000	409,900	
	89	297,200	325,500	362,800	381,300	410,300	
	90	297,700	326,500	363,400	381,800		
	91	298,200	327,500	364,000	382,100		
	92	298,700	328,500	364,600	382,400		
	93	299,200	329,300	365,000	383,000		
	94	299,600	330,000	365,400	383,500		
	95	300,100	330,700	365,900	384,000		
	96	300,700	331,300	366,300	384,500		
	97	301,300	331,800	366,800	385,100		
	98	301,800	332,100	367,200	385,600		
	99	302,300	332,600	367,700	386,100		
	100	302,800	333,200	368,100	386,500		

101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200
110	306, 500	337, 800	372, 400	
111	306, 700	338, 100	372, 900	
112	307, 000	338, 400	373, 300	
113	307, 300	338, 700	373, 700	
114	307, 500	339, 100	374, 100	
115	307, 800	339, 400	374, 600	
116	308, 000	339, 700	375, 100	
117	308, 300	339, 900	375, 500	
118	308, 500	340, 200	376, 000	
119	308, 800	340, 500	376, 500	
120	309, 100	340, 700	377, 000	
121	309, 400	340, 900	377, 300	
122	309, 700	341, 200		
123	310, 000	341, 500		
124	310, 300	341, 800		
125	310, 500	342, 000		
126	310, 700	342, 300		
127	311, 000	342, 600		
128	311, 400	342, 800		
129	311, 600	343, 000		
130	311, 900	343, 200		
131	312, 200	343, 500		
132	312, 600	343, 700		
133	312, 800	344, 000		
134	313, 100	344, 400		
135	313, 400	344, 800		
136	313, 700	345, 200		
137	313, 900	345, 500		
138	314, 200	345, 900		
139	314, 500	346, 300		
140	314, 800	346, 700		
141	315, 000	347, 000		
142	315, 300	347, 400		
143	315, 700	347, 700		
144	316, 000	348, 100		
145	316, 200	348, 400		
146	316, 400	348, 800		
147	316, 700	349, 200		
148	317, 000	349, 600		
149	317, 200	349, 900		
150	317, 400	350, 300		
151	317, 700	350, 700		
152	318, 000	351, 100		

	153	318,400	351,400					
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	420,700
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	422,600
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	426,300
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	433,500
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	439,600
	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100
	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400
	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	443,700
	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	444,900
	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100
	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	447,400
	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,700
	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	449,900
	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100
	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900
	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,700
	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	453,500
	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100
	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700
	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,300
	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	455,900
	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600
	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400
	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	457,800
	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	458,500
	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000
	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400
	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	459,800
	36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	460,200
	37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800	460,600
	38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400	460,900
	39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900	461,200
	40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300	461,500
	41	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700	461,800
	42	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900	462,100
	43	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200	462,400
	44	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500	462,700
	45	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800	463,000
	46	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100	
	47	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400	
	48	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700	

	49	263,200	312,000	345,400	390,000	420,900	
	50	263,800	312,900	346,000	390,700	421,200	
	51	264,300	313,700	346,500	391,500	421,400	
	52	264,800	314,500	347,100	392,200	421,700	
	53	265,200	315,400	347,700	393,000	421,900	
	54	265,700	316,300	348,200	393,700	422,200	
	55	266,100	317,300	348,700	394,400	422,500	
	56	266,500	318,200	349,200	395,000	422,800	
	57	267,000	319,000	349,600	395,300	423,000	
	58	267,400	319,900	349,800	395,900	423,300	
	59	267,800	320,800	350,200	396,500	423,600	
	60	268,100	321,700	350,700	397,200	423,800	
	61	268,500	322,600	351,000	397,600	424,000	
	62	268,900	323,400	351,400	398,300	424,300	
	63	269,200	324,300	351,800	398,900	424,600	
	64	269,500	325,100	352,200	399,500	424,800	
	65	269,900	325,800	352,600	399,900	425,000	
	66	270,300	326,700	353,100	400,400	425,300	
	67	270,600	327,500	353,500	401,000	425,600	
	68	270,900	328,300	354,000	401,500	425,800	
	69	271,300	328,900	354,200	401,900	426,000	
	70	271,600	329,400	354,700	402,400		
	71	271,900	329,900	355,100	402,900		
	72	272,300	330,400	355,500	403,400		
定年前再 任用 短時間勤 務職員以 外の 職員	73	272,700	330,800	355,800	403,900		
	74	273,000	331,300	356,200	404,300		
	75	273,400	331,800	356,700	404,600		
	76	273,700	332,300	357,100	404,900		
	77	274,000	332,600	357,300	405,100		
	78	274,400	332,900	357,600	405,300		
	79	274,800	333,300	358,000	405,600		
	80	275,100	333,600	358,400	405,900		
	81	275,300	333,900	358,700	406,100		
	82	275,600	334,200	359,000	406,400		
	83	276,000	334,400	359,400	406,700		
	84	276,300	334,700	359,800	406,900		
	85	276,500	335,100	360,100	407,100		
	86	276,800	335,500	360,500	407,400		
	87	277,200	335,800	360,900	407,700		
	88	277,500	336,000	361,100	407,900		
	89	277,800	336,500	361,400	408,100		
	90	278,100	336,900				
	91	278,400	337,100				
	92	278,700	337,400				
	93	279,000	337,800				
	94	279,400	338,200				
	95	279,800	338,500				
	96	280,100	338,800				
	97	280,300	339,000				
	98	280,700	339,300				
	99	281,000	339,600				
	100	281,300	339,900				

	101	281,600	340,300				
	102	281,900	340,500				
	103	282,200	340,800				
	104	282,500	341,200				
	105	282,700	341,600				
	106	282,900	341,900				
	107	283,200	342,200				
	108	283,500	342,500				
	109	283,800	342,800				
	110	284,100	343,200				
	111	284,400	343,500				
	112	284,600	343,700				
	113	284,900	343,900				
	114	285,100	344,200				
	115	285,400	344,400				
	116	285,800	344,700				
	117	286,100	344,900				
	118	286,400					
	119	286,700					
	120	287,000					
	121	287,200					
	122	287,400					
	123	287,800					
	124	288,100					
	125	288,300					
	126	288,600					
	127	288,900					
	128	289,300					
	129	289,500					
	130	289,900					
	131	290,300					
	132	290,600					
	133	290,800					
	134	291,100					
	135	291,500					
	136	291,800					
	137	292,000					
	138	292,300					
	139	292,600					
	140	292,900					
	141	293,100					
	142	293,300					
	143	293,500					
	144	293,700					
	145	294,100					
	146	294,300					
	147	294,600					
	148	294,900					
	149	295,200					
	150	295,400					
	151	295,700					
	152	295,900					
	153	296,200					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		214,100	254,800	269,600	304,400	331,900	374,800

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	275,700	354,200	408,200	480,200
	2	277,900	355,800	409,800	488,400
	3	280,000	357,400	411,100	496,900
	4	281,900	358,900	412,300	505,300
	5	283,700	360,400	413,500	513,500
	6	285,200	362,000	414,500	521,200
	7	286,700	363,600	415,500	528,700
	8	288,200	365,100	416,400	535,900
	9	290,000	366,500	417,300	542,500
	10	291,900	368,500	418,300	547,700
	11	293,700	370,500	419,400	552,300
	12	295,600	372,400	420,500	556,600
	13	297,600	374,200	421,500	559,700
	14	299,600	375,800	422,600	562,500
	15	301,600	377,400	423,600	565,200
	16	303,600	378,800	424,600	567,600
	17	305,500	380,100	425,600	569,600
	18	308,000	381,600	426,700	
	19	310,700	382,800	427,800	
	20	313,300	384,100	428,900	
	21	315,900	385,400	429,900	
	22	318,300	386,600	431,000	
	23	320,700	387,800	432,100	
	24	322,900	388,900	433,200	
	25	325,100	390,000	434,100	
	26	327,100	391,300	435,200	
	27	329,100	392,600	436,200	
	28	331,100	393,900	437,200	
	29	333,100	395,100	438,100	
	30	335,000	396,400	439,200	
	31	336,900	397,700	440,200	
	32	338,800	398,900	441,300	
	33	340,600	400,100	442,300	
	34	342,500	401,300	443,500	
	35	344,400	402,500	444,600	
	36	346,300	403,600	445,800	
	37	348,000	404,600	446,500	
	38	349,200	405,800	447,400	
	39	350,300	406,900	448,300	
	40	351,300	407,900	449,100	
	41	351,800	409,000	449,900	
	42	352,200	410,200	450,800	
	43	352,600	411,300	451,600	
	44	352,900	412,400	452,300	
	45	353,400	413,300	453,000	
	46	353,900	414,300	453,900	
	47	354,400	415,300	454,800	
	48	354,700	416,200	455,700	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	355,000	417,400	456,600
	50	355,300	418,700	457,500
	51	355,600	420,100	458,500
	52	355,900	421,400	459,400
	53	356,300	422,200	460,400
	54	356,600	423,200	461,400
	55	357,000	424,200	462,300
	56	357,300	425,300	463,300
	57	357,600	426,200	464,200
	58	358,000	426,900	465,100
	59	358,300	427,700	466,000
	60	358,700	428,400	467,000
	61	359,000	429,100	467,800
	62	359,300	429,900	468,200
	63	359,700	430,700	468,800
	64	360,000	431,300	469,400
	65	360,300	431,900	470,100
	66	360,700	432,400	470,800
	67	361,000	432,800	471,100
	68	361,400	433,200	471,700
	69	361,800	433,500	472,100
	70	362,100	433,800	472,500
	71	362,500	434,100	472,800
	72	362,900	434,500	473,100
	73	363,200	434,800	473,400
	74	363,600	435,100	473,700
	75	364,000	435,500	474,000
	76	364,400	435,900	474,300
	77	364,700	436,200	474,600
	78	365,100	436,500	475,000
	79	365,500	436,900	475,300
	80	366,000	437,200	475,600
	81	366,500	437,500	475,900
	82	367,100	437,900	
	83	367,800	438,200	
	84	368,400	438,500	
	85	369,000	438,800	
	86	369,600	439,100	
	87	370,200	439,300	
	88	370,800	439,600	
	89	371,300	439,900	
	90	371,700	440,200	
	91	372,000	440,400	
	92	372,400	440,700	
	93	372,800	441,000	
	94	373,200	441,300	
	95	373,600	441,600	
	96	374,000	441,900	
	97	374,600	442,200	
	98	375,100	442,500	
	99	375,500	442,800	
	100	376,000	443,100	

	101	376, 400	443, 400		
	102	376, 900			
	103	377, 200			
	104	377, 500			
	105	378, 000			
	106	378, 400			
	107	378, 900			
	108	379, 400			
	109	379, 800			
	110	380, 300			
	111	380, 700			
	112	381, 100			
	113	381, 500			
	114	381, 900			
	115	382, 300			
	116	382, 700			
	117	383, 100			
	118	383, 500			
	119	383, 900			
	120	384, 300			
	121	384, 600			
	122	385, 000			
	123	385, 400			
	124	385, 700			
	125	386, 100			
	126	386, 600			
	127	387, 100			
	128	387, 500			
	129	387, 900			
	特				852, 000
定年		基 準	基 準	基 準	基 準
前再		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
任用		円	円	円	円
短時		298, 500	309, 800	332, 500	419, 500
間勤					
務職					
員					

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教及び助手で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	212,900	259,800	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	419,600	493,400
	23	257,700	294,800	421,000	494,000
	24	258,900	296,900	422,300	494,700
	25	260,100	298,900	423,900	495,300
	26	261,300	300,800	425,300	495,900
	27	262,500	302,700	426,600	496,500
	28	263,700	304,500	428,000	497,200
	29	264,800	306,300	429,400	497,800
	30	265,800	308,200	430,700	498,400
	31	266,900	310,000	432,200	499,000
	32	267,900	311,700	433,700	499,700
	33	269,000	313,400	435,300	500,300
	34	270,100	315,200	436,700	500,900
	35	271,300	316,900	438,300	501,500
	36	272,600	318,500	439,800	502,200
	37	273,800	320,100	441,500	502,800
	38	274,900	321,800	443,000	
	39	276,100	323,600	444,600	
	40	277,200	325,300	446,200	
	41	278,500	326,600	447,700	
	42	279,500	328,500	449,200	
	43	280,500	330,300	450,400	
	44	281,400	332,000	451,600	
	45	282,000	333,600	452,800	
	46	282,800	335,500	454,100	
	47	283,600	337,200	455,300	
	48	284,400	338,900	456,500	

	49	285,100	340,600	457,600	
	50	285,900	342,300	458,800	
	51	286,600	344,000	460,000	
	52	287,400	345,700	461,200	
	53	288,200	347,400	462,400	
	54	289,000	348,700	463,600	
	55	289,700	350,000	464,800	
	56	290,500	351,300	466,000	
	57	291,200	352,800	467,100	
	58	291,800	354,400	467,700	
	59	292,600	355,900	468,200	
	60	293,400	357,500	468,700	
	61	294,100	358,900	469,200	
	62	294,700	360,500	469,800	
	63	295,500	362,100	470,300	
	64	296,100	363,500	470,800	
	65	297,100	365,000	471,300	
	66	297,900	366,600	471,900	
	67	298,600	368,200	472,400	
	68	299,300	369,700	472,900	
	69	299,900	371,200	473,400	
	70	300,600	372,800		
	71	301,300	374,300		
	72	302,000	375,800		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	302,700	377,300		
	74	303,400	378,900		
	75	304,100	380,500		
	76	304,600	382,000		
	77	305,200	383,400		
	78	305,800	384,800		
	79	306,500	386,200		
	80	307,100	387,500		
	81	307,600	388,800		
	82	308,200	390,200		
	83	308,900	391,500		
	84	309,600	392,800		
	85	310,200	393,900		
	86	311,000	395,300		
	87	311,700	396,600		
	88	312,300	397,900		
	89	313,000	399,100		
	90	313,800	400,400		
	91	314,600	401,500		
	92	315,400	402,700		
	93	315,900	403,900		
	94	316,700	405,000		
	95	317,500	406,200		
	96	318,300	407,400		
	97	318,900	408,800		
	98	319,600	409,800		
	99	320,400	410,800		
	100	321,100	411,800		

101	321,900	412,700
102	322,700	413,700
103	323,600	414,800
104	324,400	415,900
105	325,000	416,600
106	325,800	417,500
107	326,600	418,400
108	327,400	419,300
109	328,100	420,100
110	328,500	420,900
111	328,800	421,700
112	329,300	422,500
113	329,800	423,100
114	330,200	423,800
115	330,600	424,500
116	331,000	425,200
117	331,500	425,800
118	332,000	426,300
119	332,400	426,600
120	332,900	426,900
121	333,400	427,200
122	333,800	427,500
123	334,200	427,800
124	334,700	428,000
125	335,200	428,200
126	335,500	428,500
127	335,800	428,800
128	336,100	429,000
129	336,300	429,200
130	336,600	429,500
131	336,900	429,800
132	337,100	430,000
133	337,300	430,200
134	337,500	430,500
135	337,700	430,800
136	338,000	431,000
137	338,300	431,200
138	338,500	431,500
139	338,800	431,800
140	339,100	432,000
141	339,300	432,200
142	339,500	432,500
143	339,800	432,800
144	340,000	433,000
145	340,300	433,200
146	340,500	433,500
147	340,800	433,800
148	341,100	434,000
149	341,300	434,200
150	341,500	
151	341,800	
152	342,100	

	153	342,300			
	154	342,500			
	155	342,800			
	156	343,100			
	157	343,300			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		247,200	288,900	348,200	436,000

備考

- 1 この表は、次に掲げる職員に適用する。
 - (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員並びに教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の指導主事、社会教育主事その他の職員で人事委員会規則で定めるもの
 - (2) 併設型中学校に勤務する教頭、教諭、助教諭及び講師のうち当該中学校に係る併設型高等学校の教科を担当する職員で人事委員会規則で定めるもの
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中 学 校 小 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,600
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,600
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	470,000
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	470,500
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	471,000
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	471,500
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	471,900
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	472,400
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	472,900
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	473,400
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	473,800
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	474,300
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	474,800
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	475,300
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	
	45	281,600	313,400	395,000	414,800	
	46	282,400	315,200	396,300	416,000	
	47	283,200	316,900	397,500	417,200	
	48	284,000	318,500	398,600	418,400	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	284,600	320,100	399,500	419,500
	50	285,400	321,800	400,700	420,500
	51	286,100	323,600	401,700	421,800
	52	286,800	325,300	402,800	423,000
	53	287,600	326,600	403,600	424,200
	54	288,400	328,500	404,700	425,300
	55	289,000	330,300	405,700	426,400
	56	289,700	332,000	406,700	427,500
	57	290,400	333,600	407,800	428,500
	58	291,200	335,500	408,800	429,700
	59	292,000	337,200	409,900	430,900
	60	292,600	338,900	411,000	432,100
	61	293,200	340,600	412,000	432,700
	62	293,900	342,300	413,100	433,500
	63	294,600	344,000	414,200	434,200
	64	295,100	345,700	415,200	434,700
	65	295,800	347,400	416,100	435,000
	66	296,500	348,700	417,000	435,300
	67	297,100	350,000	418,000	435,700
	68	297,700	351,300	419,000	436,100
	69	298,400	352,800	419,800	436,400
	70	299,100	354,300	420,600	436,800
	71	299,700	355,800	421,300	437,100
	72	300,400	357,300	422,100	437,400
	73	300,900	358,600	422,800	437,700
	74	301,500	360,100	423,400	438,000
	75	302,200	361,600	424,100	438,300
	76	302,700	363,000	424,800	438,600
	77	303,300	364,400	425,400	438,800
	78	303,900	365,900	426,100	439,100
	79	304,500	367,400	426,600	439,400
	80	305,100	368,900	427,200	439,600
	81	305,600	370,200	427,600	439,800
	82	306,100	371,500	428,000	440,100
	83	306,700	372,800	428,300	440,400
	84	307,300	374,000	428,500	440,600
	85	307,700	375,200	428,700	440,800
	86	308,100	376,400	429,000	441,100
	87	308,600	377,500	429,300	441,400
	88	309,100	378,600	429,500	441,600
	89	309,500	379,600	429,700	441,800
	90	310,000	380,700	430,000	442,100
	91	310,400	381,800	430,300	442,400
	92	310,900	382,900	430,500	442,600
	93	311,200	384,000	430,700	442,800
	94	311,700	385,100	431,000	
	95	312,200	386,100	431,300	
	96	312,600	387,200	431,500	
	97	312,900	388,200	431,700	
	98	313,300	389,200		
	99	313,700	390,100		
	100	314,100	391,000		

101	314,500	391,800		
102	314,800	392,800		
103	315,100	393,600		
104	315,400	394,500		
105	315,600	395,300		
106	315,900	396,200		
107	316,200	397,100		
108	316,400	398,000		
109	316,600	398,800		
110	316,800	399,800		
111	317,100	400,700		
112	317,400	401,600		
113	317,600	402,200		
114	317,800	403,100		
115	318,000	404,000		
116	318,300	404,900		
117	318,600	405,700		
118	318,800	406,400		
119	319,100	407,200		
120	319,400	408,000		
121	319,600	408,600		
122	319,800	409,300		
123	320,000	410,000		
124	320,300	410,600		
125	320,600	411,200		
126		411,900		
127		412,400		
128		413,000		
129		413,600		
130		414,200		
131		414,700		
132		415,200		
133		415,500		
134		415,800		
135		416,000		
136		416,300		
137		416,600		
138		416,900		
139		417,200		
140		417,500		
141		417,800		
142		418,100		
143		418,400		
144		418,700		
145		418,900		
146		419,200		
147		419,500		
148		419,700		
149		419,900		
150		420,200		
151		420,500		
152		420,700		

	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
	158		422,200			
	159		422,500			
	160		422,700			
	161		422,900			
	162		423,200			
	163		423,500			
	164		423,700			
	165		423,900			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考

- この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800	525,300
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800	532,000
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700	537,100
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900	541,300
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900	544,700
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300	547,900
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200	550,800
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700	553,300
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900	555,300
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100		
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600		
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100		
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400		
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100		
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700		
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300		
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700		
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400		
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100		
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700		
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100		
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800		
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500		
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200		
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600		
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100		
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700		
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300		
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900		
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600		
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100		
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600		
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100		
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400		
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700		
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100		
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400		
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600		
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900		
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100		
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400		
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600		
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800		
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000		
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400		
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500	473,600		
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800	473,800		
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000	474,000		

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300	474,400		
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600			
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900			
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200			
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400			
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700			
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900			
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200			
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400			
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700			
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000			
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200			
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400			
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700			
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000			
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300			
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500			
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800			
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100			
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400			
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600			
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900			
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200			
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500			
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700			
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800				
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100				
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300				
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500				
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800				
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100				
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300				
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500				
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800				
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100				
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300				
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500				
	86	312,500	331,200	355,900	398,800	433,100					
	87	313,200	332,200	357,400	399,400	433,500					
	88	313,900	333,200	358,800	400,000	433,900					
	89	314,600	334,100	360,100	400,300	434,200					
	90	315,300	335,400	361,300	400,800	434,600					
	91	316,000	336,600	362,500	401,300	435,000					
	92	316,700	337,800	363,800	401,800	435,400					
	93	317,200	339,000	365,100	402,200	435,700					
	94	318,100	340,300	366,600	402,600						
	95	319,000	341,500	368,100	403,100						
	96	319,800	342,700	369,500	403,600						
	97	320,500	343,900	370,800	404,000						
	98	321,400	345,200	372,000	404,500						
	99	322,300	346,400	373,100	405,000						
	100	323,200	347,600	374,300	405,400						

	101	324, 100	349, 000	375, 400	405, 700						
	102	325, 100	349, 900	376, 500	406, 100						
	103	326, 100	350, 900	377, 600	406, 500						
	104	327, 000	352, 000	378, 700	406, 800						
	105	327, 800	353, 100	379, 900	407, 100						
	106	328, 400	354, 200	380, 400	407, 600						
	107	329, 000	355, 200	381, 000	408, 100						
	108	329, 600	356, 200	381, 600	408, 600						
	109	330, 100	357, 400	382, 200	408, 900						
	110	330, 600	358, 400	382, 700	409, 400						
	111	331, 000	359, 400	383, 100	409, 900						
	112	331, 500	360, 300	383, 600	410, 400						
	113	332, 300	361, 200	384, 000	410, 700						
	114	332, 900	362, 100	384, 400	411, 200						
	115	333, 600	363, 000	384, 900	411, 700						
	116	334, 200	364, 000	385, 400	412, 200						
	117	334, 800	365, 000	385, 800	412, 600						
	118	335, 500	365, 400	386, 300	413, 100						
	119	336, 200	366, 000	386, 900	413, 500						
	120	336, 900	366, 600	387, 400	414, 000						
	121	337, 500	366, 900	387, 600	414, 400						
	122	337, 800	367, 300	388, 100							
	123	338, 300	367, 700	388, 600							
	124	338, 800	368, 100	389, 000							
	125	339, 100	368, 500	389, 500							
	126			390, 000							
	127			390, 500							
	128			391, 000							
	129			391, 300							
	130			391, 800							
	131			392, 300							
	132			392, 800							
	133			393, 100							
	134			393, 600							
	135			394, 000							
	136			394, 400							
	137			394, 700							
	138			395, 100							
	139			395, 600							
	140			396, 100							
	141			396, 400							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255, 400	267, 500	272, 000	304, 600	321, 900	336, 500	360, 700	397, 000	429, 900	473, 500

備考 この表は、警察官に適用する。

静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項及び第2項の給料表

(条例第5条第1項の給料表)

号 給	給料月額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

(条例第5条第2項の給料表)

号 給	給料月額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

別記第2

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	212,900	259,800	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	419,600	493,400
	23	257,700	294,800	421,000	494,000
	24	258,900	296,900	422,300	494,700
	25	260,100	298,900	423,900	495,300
	26	261,300	300,800	425,300	495,900
	27	262,500	302,700	426,600	496,500
	28	263,700	304,500	428,000	497,200
	29	264,800	306,300	429,400	497,800
	30	265,800	308,200	430,700	498,400
	31	266,900	310,000	432,200	499,000
	32	267,900	311,700	433,700	499,700
	33	269,000	313,400	435,300	500,300
	34	270,100	315,200	436,700	500,900
	35	271,300	316,900	438,300	501,500
	36	272,600	318,500	439,800	502,200
	37	273,800	320,100	441,500	502,800
	38	274,900	321,800	443,000	
	39	276,100	323,600	444,600	
	40	277,200	325,300	446,200	
	41	278,500	326,600	447,700	
	42	279,500	328,500	449,200	
	43	280,500	330,300	450,400	
	44	281,400	332,000	451,600	
	45	282,000	333,600	452,800	
	46	282,800	335,500	454,100	
	47	283,600	337,200	455,300	
	48	284,400	338,900	456,500	

	49	285,100	340,600	457,600	
	50	285,900	342,300	458,800	
	51	286,600	344,000	460,000	
	52	287,400	345,700	461,200	
	53	288,200	347,400	462,400	
	54	289,000	348,700	463,600	
	55	289,700	350,000	464,800	
	56	290,500	351,300	466,000	
	57	291,200	352,800	467,100	
	58	291,800	354,400	467,700	
	59	292,600	355,900	468,200	
	60	293,400	357,500	468,700	
	61	294,100	358,900	469,200	
	62	294,700	360,500	469,800	
	63	295,500	362,100	470,300	
	64	296,100	363,500	470,800	
	65	297,100	365,000	471,300	
	66	297,900	366,600	471,900	
	67	298,600	368,200	472,400	
	68	299,300	369,700	472,900	
	69	299,900	371,200	473,400	
	70	300,600	372,800		
	71	301,300	374,300		
	72	302,000	375,800		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	302,700	377,300		
	74	303,400	378,900		
	75	304,100	380,500		
	76	304,600	382,000		
	77	305,200	383,400		
	78	305,800	384,800		
	79	306,500	386,200		
	80	307,100	387,500		
	81	307,600	388,800		
	82	308,200	390,200		
	83	308,900	391,500		
	84	309,600	392,800		
	85	310,200	393,900		
	86	311,000	395,300		
	87	311,700	396,600		
	88	312,300	397,900		
	89	313,000	399,100		
	90	313,800	400,400		
	91	314,600	401,500		
	92	315,400	402,700		
	93	315,900	403,900		
	94	316,700	405,000		
	95	317,500	406,200		
	96	318,300	407,400		
	97	318,900	408,800		
	98	319,600	409,800		
	99	320,400	410,800		
	100	321,100	411,800		

101	321,900	412,700
102	322,700	413,700
103	323,600	414,800
104	324,400	415,900
105	325,000	416,600
106	325,800	417,500
107	326,600	418,400
108	327,400	419,300
109	328,100	420,100
110	328,500	420,900
111	328,800	421,700
112	329,300	422,500
113	329,800	423,100
114	330,200	423,800
115	330,600	424,500
116	331,000	425,200
117	331,500	425,800
118	332,000	426,300
119	332,400	426,600
120	332,900	426,900
121	333,400	427,200
122	333,800	427,500
123	334,200	427,800
124	334,700	428,000
125	335,200	428,200
126	335,500	428,500
127	335,800	428,800
128	336,100	429,000
129	336,300	429,200
130	336,600	429,500
131	336,900	429,800
132	337,100	430,000
133	337,300	430,200
134	337,500	430,500
135	337,700	430,800
136	338,000	431,000
137	338,300	431,200
138	338,500	431,500
139	338,800	431,800
140	339,100	432,000
141	339,300	432,200
142	339,500	432,500
143	339,800	432,800
144	340,000	433,000
145	340,300	433,200
146	340,500	433,500
147	340,800	433,800
148	341,100	434,000
149	341,300	434,200
150	341,500	
151	341,800	
152	342,100	

	153	342,300			
	154	342,500			
	155	342,800			
	156	343,100			
	157	343,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 247,200	円 288,900	円 348,200	円 436,000

備考

- 1 この表は、次に掲げる職員に適用する。
 - (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員並びに教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の指導主事、社会教育主事その他の職員で人事委員会規則で定めるもの
 - (2) 併設型中学校に勤務する教頭、教諭、助教諭及び講師のうち当該中学校に係る併設型高等学校の教科を担当する職員で人事委員会規則で定めるもの
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を加算した額とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円を加算した額とする。

中 学 校 小 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,600
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,600
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	470,000
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	470,500
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	471,000
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	471,500
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	471,900
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	472,400
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	472,900
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	473,400
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	473,800
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	474,300
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	474,800
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	475,300
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	
	45	281,600	313,400	395,000	414,800	
	46	282,400	315,200	396,300	416,000	
	47	283,200	316,900	397,500	417,200	
	48	284,000	318,500	398,600	418,400	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	284,600	320,100	399,500	419,500
	50	285,400	321,800	400,700	420,500
	51	286,100	323,600	401,700	421,800
	52	286,800	325,300	402,800	423,000
	53	287,600	326,600	403,600	424,200
	54	288,400	328,500	404,700	425,300
	55	289,000	330,300	405,700	426,400
	56	289,700	332,000	406,700	427,500
	57	290,400	333,600	407,800	428,500
	58	291,200	335,500	408,800	429,700
	59	292,000	337,200	409,900	430,900
	60	292,600	338,900	411,000	432,100
	61	293,200	340,600	412,000	432,700
	62	293,900	342,300	413,100	433,500
	63	294,600	344,000	414,200	434,200
	64	295,100	345,700	415,200	434,700
	65	295,800	347,400	416,100	435,000
	66	296,500	348,700	417,000	435,300
	67	297,100	350,000	418,000	435,700
	68	297,700	351,300	419,000	436,100
	69	298,400	352,800	419,800	436,400
	70	299,100	354,300	420,600	436,800
	71	299,700	355,800	421,300	437,100
	72	300,400	357,300	422,100	437,400
	73	300,900	358,600	422,800	437,700
	74	301,500	360,100	423,400	438,000
	75	302,200	361,600	424,100	438,300
	76	302,700	363,000	424,800	438,600
	77	303,300	364,400	425,400	438,800
	78	303,900	365,900	426,100	439,100
	79	304,500	367,400	426,600	439,400
	80	305,100	368,900	427,200	439,600
	81	305,600	370,200	427,600	439,800
	82	306,100	371,500	428,000	440,100
	83	306,700	372,800	428,300	440,400
	84	307,300	374,000	428,500	440,600
	85	307,700	375,200	428,700	440,800
	86	308,100	376,400	429,000	441,100
	87	308,600	377,500	429,300	441,400
	88	309,100	378,600	429,500	441,600
	89	309,500	379,600	429,700	441,800
	90	310,000	380,700	430,000	442,100
	91	310,400	381,800	430,300	442,400
	92	310,900	382,900	430,500	442,600
	93	311,200	384,000	430,700	442,800
	94	311,700	385,100	431,000	
	95	312,200	386,100	431,300	
	96	312,600	387,200	431,500	
	97	312,900	388,200	431,700	
	98	313,300	389,200		
	99	313,700	390,100		
	100	314,100	391,000		

101	314,500	391,800
102	314,800	392,800
103	315,100	393,600
104	315,400	394,500
105	315,600	395,300
106	315,900	396,200
107	316,200	397,100
108	316,400	398,000
109	316,600	398,800
110	316,800	399,800
111	317,100	400,700
112	317,400	401,600
113	317,600	402,200
114	317,800	403,100
115	318,000	404,000
116	318,300	404,900
117	318,600	405,700
118	318,800	406,400
119	319,100	407,200
120	319,400	408,000
121	319,600	408,600
122	319,800	409,300
123	320,000	410,000
124	320,300	410,600
125	320,600	411,200
126		411,900
127		412,400
128		413,000
129		413,600
130		414,200
131		414,700
132		415,200
133		415,500
134		415,800
135		416,000
136		416,300
137		416,600
138		416,900
139		417,200
140		417,500
141		417,800
142		418,100
143		418,400
144		418,700
145		418,900
146		419,200
147		419,500
148		419,700
149		419,900
150		420,200
151		420,500
152		420,700

	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
	158		422,200			
	159		422,500			
	160		422,700			
	161		422,900			
	162		423,200			
	163		423,500			
	164		423,700			
	165		423,900			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考

- この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を加算した額とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に4,000円を加算した額とする。